

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令 案要綱

厚生労働省発職 0330 第 2 号

令和 4 年 3 月 30 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用関係助成金等の見直し

一 特定求職者雇用開発助成金制度の改正

1 成長分野人材確保・育成コース助成金を創設し、当分の間、(-)に該当する事業主に対して(二)に定める額を支給するものとする。

(-) 次のいずれにも該当する事業主であること。

(1) 次のいずれかに該当する事業主であつて厚生労働省職業安定局長（以下「職業安定局長」という。）が定める要件に該当する者を雇い入れる事業主であること。

イ 雇用保険法施行規則（以下「雇保則」という。）第百十条第二項第一号イに規定する雇入れを行った事業主であること。

ロ 雇保則第百十条第七項第一号イ及びロに規定する雇入れを行った事業主であること。

ハ 雇保則第百十条第九項第一号イに規定する雇入れを行った事業主であること。

二 雇保則第百十条第十一項第一号イに規定する雇入れを行った事業主であること。

ホ 雇保則第一百十条第十二項第一号イに規定する雇入れを行った事業主であること。

ヘ 雇保則附則第十五条の五第二項第一号イに規定する事業主であること。

(2) 資本金、資金、人事、取引等の状況からみて対象労働者を雇用していた事業主と密接な関係にある他の事業主以外の事業主であること。

(3) (1)の雇入れの日の前日から起算して六箇月前の日から一年を経過した日までの間(4)において「基準期間」という。)において、当該雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主(天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となったこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。)以外の事業主であること。

(4) 当該雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行っている」と認められる事業主であること。

(5) 当該事業所の労働者の離職状況及び(1)の雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

- (6) (1)の雇入れに係る者の雇用管理に関する事項の把握を行った事業主であること。
- (二) 次に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額
 - (1) (一)(1)イに該当する雇入れを行った事業主 当該雇入れに係る者一人につき、七十五万円（中小企業事業主にあつては、九十万円）（職業安定局長の定める基準に満たないときは、職業安定局長の定める方法により算定した額）
 - (2) (一)(1)ロに該当する雇入れを行った事業主 当該雇入れに係る者一人につき、九十万円（中小企業事業主にあつては、百五十万円）（職業安定局長の定める基準に満たないときは、職業安定局長の定める方法により算定した額）
 - (3) (一)(1)ハに該当する雇入れを行った事業主 当該雇入れに係る者一人につき、七十五万円（中小企業事業主にあつては、九十万円）（職業安定局長の定める基準に満たないときは、職業安定局長の定める方法により算定した額）
 - (4) (一)(1)ニに該当する雇入れを行った事業主 当該雇入れに係る者一人につき、七十五万円（中小企業事業主にあつては、九十万円）（職業安定局長の定める基準に満たないときは、職業安

定局長の定める方法により算定した額)

(5) (一)(1)ホに該当する雇入れを行った事業主 当該雇入れに係る者一人につき、七十五万円(中

小企業事業主にあつては、百八十万円) (職業安定局長の定める基準に満たないときは、職業

安定局長の定める方法により算定した額)

(6) (一)(1)へに該当する雇入れを行った事業主 当該雇入れに係る者一人につき、七十五万円(中

小企業事業主にあつては、九十万円) (職業安定局長の定める基準に満たないときは、職業安

定局長の定める方法により算定した額)

2 1 (一)(1)の雇入れについて、短時間労働者等を雇い入れた場合の特例を次のとおり設けるものとする

ること。

(一) 1 (一)(1)イに該当する雇入れであつて、短時間労働者として雇い入れる場合(二)(1)から(3)までに掲げる者を雇い入れる場合を除く。)における1(二)(1)の規定の適用については、1(二)(1)中「七

十五万円(中小企業事業主にあつては、九十万円)とあるのは、「四十五万円(中小企業事業

主にあつては、六十万円)」とすること。

(二) 1 (一)(1)イに該当する雇入れであつて、短時間労働者として次に掲げる者を雇い入れる場合における1 (二)(1)の規定の適用については、1 (二)(1)中「七十五万円（中小企業事業主にあつては、九十万円）」とあるのは「四十五万円（中小企業事業主にあつては、百二十万円）」とすること。

(1) 身体障害者

(2) 知的障害者

(3) 精神障害者

(三) 1 (一)(1)イに該当する雇入れであつて、次に掲げる者を雇入れる場合（短時間労働者として雇い入れる場合及び(四)(1)から(五)までに掲げる者を雇い入れる場合を除く。）における1 (二)(1)の規定の適用については、1 (二)(1)中「九十万円」とあるのは、「百八十万円」とすること。

(1) 身体障害者

(2) 知的障害者

(四) 1 (一)(1)イに該当する雇入れであつて、次に掲げる者を雇入れる場合（短時間労働者として雇い入れる場合を除く。）における1 (二)(1)の規定の適用については、1 (二)(1)中「七十五万円（中小企

業事業主にあっては、九十万円」とあるのは、「百五十万円（中小企業事業主にあっては、三百六十万円）」とすること。

(1) 重度身体障害者

(2) 重度知的障害者

(3) 四十五歳以上の身体障害者（(1)に掲げる者を除く。）

(4) 四十五歳以上の知的障害者（(2)に掲げる者を除く。）

(5) 精神障害者

(五) 1 (一)(1)ロに該当する雇入れであつて、短時間労働者として雇い入れる場合における1 (二)(2)の規定の適用については、1 (二)(2)中「九十万円（中小企業事業主にあっては、百五十万円）」とあるのは、「六十万円（中小企業事業主にあっては、七十五万円）」とすること。

(六) 1 (一)(1)ハに該当する雇入れであつて、短時間労働者として雇い入れる場合における1 (二)(3)の規定の適用については、1 (二)(3)中「七十五万円（中小企業事業主にあっては、九十万円）」とあるのは、「四十五万円（中小企業事業主にあっては、六十万円）」とすること。

(七) 1 (一)(1)ホに該当する雇入れであつて、短時間労働者として雇い入れる場合における1 (二)(5)の規定の適用については、1 (二)(5)中「七十五万円（中小企業事業主にあつては、百八十万円）」とあるのは、「四十五万円（中小企業事業主にあつては、百二十万円）」とすること。

(八) 1 (一)(1)へに該当する雇入れであつて、短時間労働者として雇い入れる場合における1 (二)(6)の規定の適用については、1 (二)(6)中「七十五万円（中小企業事業主にあつては、九十万円）」とあるのは、「四十五万円（中小企業事業主にあつては、六十万円）」とすること。

二 トライアル雇用助成金制度の改正

新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース助成金について、新型コロナウイルス感染症の影響により継続的に労働力の確保を要する状態にあり、特に支援が必要であると認められるものとして職業安定局長の定める要件に該当する事業主が新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース助成金の対象となる求職者を雇い入れた場合にあつては、当該雇入れに係る者一人につき一万円（職業安定局長の定める基準に満たないときは、職業安定局長の定める方法により算定した額）を増額して支給するものとし、当該事業主が新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース助成金の対象となる

求職者を短時間労働者として雇い入れた場合にあつては、当該雇入れに係る者一人につき六千二百円（職業安定局長の定める基準に満たないときは、職業安定局長の定める方法により算定した額）を増額して支給するものとする。

三 キャリアアップ助成金制度の改正（略）

四 人材開発支援助成金制度の改正（略）

第二 その他

- 一 この省令は、令和四年四月一日から施行すること。
- 二 この省令に関し必要な経過措置を定めること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。